様式第6号（第8条関係）

代執行令書

　　　　　　　　　　　第　　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　粕屋町長　　　　　　　　　　　　　印

　あなたが（所有・管理）する空き家等については、　　　年　　月　　日付第　　　号をもって　　　年　　　月　　　日までに空き家等を除去するよう戒告しましたが、履行期限までに除去されていません。

つきましては、行政代執行法第2条の規定に基づき下記のとおり代執行を行い、これに要した費用をあなたから徴収しますので、同法第3条第2項の規定により通知します。

記

　1　空き家等所在地　　　粕屋町

　2　内容

　3　代執行を行う事項　　上記１の空き家等の除去

　4　代執行を行う時期　　　　　　年　　　　月　　　　日

　5　執行責任者

　6　代執行に要する費用の概算見積額　　　　　　　　　　　円

（教示）

1 審査請求について   
　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、粕屋町長に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。   
2 取消訴訟について   
　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、粕屋町を被告として(訴訟において粕屋町を代表する者は粕屋町長となります。)、提起することができます。 ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。